

農地中間管理事業に係る賃料取扱要領

公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）が行う農地中間管理事業の賃料の徴収、支払については、次のとおり取扱うこととする。

1 農地賃料の請求等

- (1) 賃料の支払いについては、耕作者申し出による農協口座振替(引落)により行う。農協口座振替(引落)については、口座振替(引落)日、金額等を明記した文書により事前に送付し、農用地利用集積等促進計画（配分）により毎年11月又は12月に振替を実施する。
- (2) 農協口座を有しない場合等やむを得ない理由により、口座振替(引落)が出来ない場合は、口座振込による納金も可能とし、その場合は公社から請求書を発行する。
ただし、その場合の振込に係る手数料は、本人負担とする。

2 再請求

口座振替(引落) 不能者に対しては、納期限を新たに定め、請求書を発行する。なお、再請求による振込みに係る手数料は、債務者が負担するものとする。

3 口頭による督促

- (1) 再請求による納期限(以下「納期限」という。) 後、未納のまま30日(営業日の日数) 以上経過したときは、公社職員が面談等を行い、賃料の債務の存在を確認させる(様式1号) とともに、賃料の支払いを促す。
- (2) (1)の確認の上、債務者からの申し出により分割払い、納期限の延長等があった場合は、理事長の決裁を受けた上で、新たな納入通知書等を交付する。

4 文書による督促

公社は、3の(2)に掲げる再請求による支払がない場合は、督促状(様式2号) を配達証明付内容証明郵便により通知するものとする。
また、督促を行った場合は、その旨を関係市町及び農業委員会並びに県に通知する。

5 催告及び解除

- (1) 公社は、4の督促にもかかわらず、なお賃料その他の債務の支払がない場合には、民法第541条の規定により、債務者に対し、最終の納期限及び契約解除予告を記載した催告書(様式3号) を内容証明郵便により送付する。この場合、履行期限は、本人への書面到達から2週間を経過した日とする。

(2) 上記催告書の履行期限までに、弁済の履行がされなかった場合、農地法第 18 条の許可を得て、解除通知書(様式 4 号)を発行するものとする。

ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

6 法的保全及び法的回収措置

公社は、5による催告を行ってもなお、債務者が支払に応じない場合は、債務名義の取得による強制執行その他の法的保全措置又は法的回収措置を講ずるものとする。

ただし、債務名義取得による強制執行等が適当でない場合は、別途協議するものとする。

7 遅延損害金

(1) 公社は、5によるところの最終の納期限までに、利用料の全部又一部を支払われないときは、次に掲げるところにより、遅延損害金を債務者に請求する。

ア 遅延損害金の計算 民法の規定により、法定利率を適用する。

イ 計算期間 最終の納期限翌日から支払日までの期間

(2) 遅延損害金の請求は、遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときはその端数又は全額を切り捨てる。

8 賃料の支払

(1) 期日までに口座振込を行うこととするが、振込口座の名義人が亡くなるなどの理由により、口座が凍結されるなど、振込不能となったときは、農業委員会等の協力を得てその農地の相続人を探す。

(2) 相続人の確定に至らなかったとき、または相続人の受取拒否等により、翌年 2 月末までに、支払が出来ないと見込まれる場合は、供託の手続きをとる。

(3) 供託所となる法務局に申請を行い、同局の指導に基づき供託金を納入する。

(4) 供託を行った場合は、その旨を相続人、関係市町及び農業委員会に通知する。相続人が、確定している場合は併せて、還付請求の方法等を通知する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。